

国民生活センターの国への移行を踏まえた
消費者行政の体制の在り方に関する検討会
第6回議事録

内閣府検討会担当

国民生活センターの国への移行を踏まえた 消費者行政の体制の在り方に関する検討会 第6回 議事次第

1. 日時 平成24年4月25日(水) 17:58～20:02

2. 場所 消費者委員会大会議室

3. 出席者

松原内閣府特命担当大臣

(委員)

大森座長、山本座長代理、阿南委員、片山委員、丹野委員、中村委員、
橋本委員、畠中委員、山内委員

河上消費者委員会委員長

福嶋消費者庁長官

野々山国民生活センター理事長

(事務局)

松山内閣府審議官、小田審議官、川口審議官、山形理事、服部参事官、浅田参事官

4. 議事

(1) 開 会

(2) 議 事

1) 国民生活センター国への移行の具体化に当たっての留意事項

2) 論点の整理について

(3) 閉 会

○大森座長 阿南さんがちょっと遅れますけれども、全員おそろいですので、ちょっと早いですが、でも始めさせていただいてよろしゅうございましょうか。

どうも夜分になりまして恐縮でございますけれども、よろしく願いいたします。

私は年を取りまして、もうきちんと夕飯を取る時間で、8時過ぎには寝ていなければいけないんですけれども、今日は私にとっては残業風になっています。

後で少しお諮り申し上げますけれども、恐らく議論を始めると2時間では少ないんじゃないかと思っております、できればちょっと時間を延ばすようなことも御相談しなければいけないかと思っております。また、御相談いたします。

さて、本日はこの検討会は第6回目でございますが、足立さんと室町さんから御欠席の御連絡がございました。

お手元にあるような議事次第で運ばせていただきますけれども、議事に入る前に事務局から、前回ちょっと会合で説明を求められています、内閣府の消費者基本政策室につきまして簡単な御説明がございます。よろしく願いします。

○浅田参事官 お手元の資料1に基づいて概要を説明させていただきます。

消費者基本政策室について、資料の末尾にポンチ絵が付いてございますので、これに基づいて御説明をさせていただきます。

消費者行政のシステムについては、「消費者庁～消費者行政の司令塔・エンジン役～」ということで、各省庁への事務的な働きかけについては消費者庁が行っております。

これについて特命担当大臣のレベルで各省庁に働きかけることが必要になったという事態には、総合調整や勧告権といったことが設置法に規定されておりますが、この場合は消費者庁から離れましてこの権限は内閣府の本府で行うという制度設計になってございます。この大臣の総合調整、勧告権を事務方として支える部局、いわゆる大臣のスタッフとして消費者基本政策室が置かれているという整理でございます。

消費者基本政策室につきましては、資料の1ページ目にありますが消費者行政及び食品安全もこの消費者基本政策室の総合調整事務ということでございます。

室の構成でございますけれども、室長が内閣府本府の大臣官房審議官、本日出席の小田審議官が消費者委員会事務局の審議官とも兼任でございます。

更に、室員といたしましてこの関係部局、消費者庁、内閣府の消費者委員会事務局、食品安全委員会事務局の課長・参事官に加えて担当者レベルで合計10人が併任という形でこの室を構成しているという構成になってございます。

御説明としては、以上です。

○大森座長 そういうことだそうでございますが、何か御質問等ございますか。

どうぞ、中村さん。

○中村委員 中村でございます。これは私が質問したのですが、法律上の組織はわかりますけれども、この3年ぐらいの間に実際にどういうことをやっておられたのか。現場というか、この政策室の実働とか実情というところで、せつかくある調整機能をどんなことを今までやったとか、あるい

はやっていないとか、そういうところの実態をお聞きしたいのですが。

○小田審議官 基本政策室長でございます小田です。

基本政策室としてこの総合調整機能を支えるという活動については、これまでの実績はないということですが。室員として顔合わせをしているとかということはありませんけれども、先ほどの仕事、業務としての活動についてはないということでございます。

○大森座長 まだない。でも、少なくとも大臣は気がつかれておいでになるんじゃないでしょうか。大臣が行動するとき、この室は非常に重要であるということは大臣は気がついておられる。

○小田審議官 大臣は、こういう室があるということは承知されております。

○大森座長 そういうことだそうです。

それでは、本日の議事の方に入らせていただきます。最初に、今まで国民生活センターの国への移行の具体化に当たって留意事項が幾つかございまして、そのうち今日は畠中委員から消費者行政の体制や組織の在り方を議論する際の基本的な枠組みに関係するような御説明がございまして。

それでは、15分ぐらいでお願いいたします。

○畠中委員 わかりました。資料2です。「体制の在り方に関する検討会」です。ミスプリです。

独立行政法人の国民生活センターは、今年の閣議決定で「本法人の機能を国に移管する。」とされているところであります。移管の在り方については、今後この検討会で鋭意検討されることかと思っておりますので、ここではその検討の参考に資するため、1. 国の行政組織の設計に関する基本的な考え方と、2. 国民生活センターの国への移管に当たっての若干の留意事項について申し上げたいと思っております。

なお、大学の先生は1回1時間半というふうに決まっておりますが、今日は15分ということで、2を中心に、大分端折って御説明いたします。

まず、1の基本的な考え方ですが、「(1) 内閣府、省、委員会、庁」とあるところは、もう皆さんよく御存じのことですので省略いたします。

次に、「(2) 内部部局」のところ、アの後半ですが、府・省の内部部局というのは、主として政策の企画立案に関する機能を担うとされております。実施機能を担えないかということではないのですが、主として企画立案に関する機能を担う。

それから、庁にはその所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる、となっております。いずれも政令設置ですが、消費者庁には現在この官房及び部は置かれておりません。

それから、「(3) 附属機関」には3つございます。「審議会等」、これはいわゆる8条機関、8条委員会と言われるものです。それから「施設等機関」、「特別の機関」の3種類がございます。

まず「ア 審議会等」ですけれども、この括弧(ア)のところ「審議会等」は合議制の機関、というのが特徴です。その長所としては、①、②、③、④が挙げられております。いずれも法律又は政令設置です。御案内のとおり、消費者委員会は、この「審議会等」に当たるものであります。

よく「審議会等」と行政委員会、いわゆる3条委員会との違いは何か、ということが問題になりますが、行政委員会は、自らの名で外部に対して国家意思、例えば行政処分を表示することができますが、「審議会等」は、諮問機関ということですので、それができないという点にあると考えて

おります。例外もある、ということでございます。

また、行政委員会は、主としての政策の実施に関する機能を担う、とされておりますが、「審議会等」は、基本的に、行政の実施的側面が強い事務を担うことはない、とされております。なお、「審議会等」は、その所掌事務の範囲内では職権行使の独立性は認められている、と言えるかと思っております。

次に「イ 施設等機関」ですが、(ア) のところで、「府省及びその外局に、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設又は作業施設が置かれる場合、施設等機関とする」とされております。いずれも、法律又は政令設置です。

参考資料を付けておりますが、どういうものがあるかというのは、この参考資料を見ていただければと思います。要するに、「施設等機関」というのは、施設がまずあって、その施設で行われる事務が中心になる、ということが言えるかと思っております。企画立案より実施的側面が強い事務が中心である、ということで、多数の「施設等機関」が独法化されたということは、御案内のとおりであります。

なお、国民生活センターは、特殊法人から独法化されたものであります。

次に、「ウ 特別の機関」です。「特別の機関」というのは、「内部部局」、「審議会等」、「施設等機関」、「地方支分部局」のいずれにも分類されないものであり、府省及びその外局に法律により設置される、ということが「施設等機関」とは違うところです。どういうものがあるかというのは、参考資料を見ていただくとおわかりになると思いますが、いろいろあって一言では説明できない。要するに、なぜ「特別」かと言ったら、いずれにも分類されないから「特別の機関」というふうに言っている、ということで、それだけであります。

内閣府本府には、「特別の機関」として、北方対策本部と金融危機対応会議が置かれております。その他、各種の基本法等に基づきまして、閣僚をメンバーとする合議制のものが多いです。それ以外のものもあるということです。

それから、最後に「(4) 地方支分部局」ですけれども、これは一定の地域を管轄区域として、府省及びその外局の所掌事務を分掌するために設置される、ということです。これは法律で設けるということで、消費者庁には、現在、「地方支分部局」は設置されておられません。国民生活センターを消費者庁の「地方支分部局」とする選択肢は、議論になっていないようであります。

次に、2の「留意事項」です。まず「(1) 共通事項」としまして、このア、イは当然のことです。ありますので説明を省略します。意外に知られていないのがウでございます。行政組織を新設する場合、組織の膨張を抑制する観点から、スクラップ・アンド・ビルドの原則がありまして、相応のスクラップが要請されるということです。例えば、部を新設するという場合にどこかの部を廃止する、ということが要請されます。それが原則です。

「(2) 内閣府本府」に移管するという議論もあります。その場合の留意事項ですが、アのところで、各府省の消費者行政に関する事務をできる限り内閣府に集めた上で、もともと内閣府が担っていた事務も含め、消費者行政に関する「分担管理事務」をすべて「外局」に切り出してできたのが消費者庁、と理解しておりますので、国民生活センターのすべての事務を消費者庁とは別に本府

に移すのは、そもそもこのような経緯に反するのではないかと思います。

内閣府の内部部局は、主として政策の企画立案に関する機能を担うとされているのですが、国民生活センターは、主として政策の実施に関する機能を担っていると思われまますので、内閣府本府の内部部局に移管するというのは適当ではないのではないかと考えられます。

また、ウで、仮に本府（内部部局、施設等機関又は特別の機関）に移すとした場合、その外局である消費者庁と並立することになりますので、その必要性の説明とか所掌事務の切り分けがかなり難しいのではないかと考えられます。

（３）は消費者庁に移すということですが、消費者行政に係る国の行政組織・事務分担の経緯を踏まえると、国民生活センターの事務は、基本的には、消費者庁に移管するのが自然ではないか、と考えております。ただし、ADRの機能は、議論があり得ると思えます。

イのところですが、国民生活センターを消費者庁の「施設等機関」とすることは考えられます。この場合、現在、センターが実施している事務をすべて「施設等機関」で実施することが適当かどうかというのは議論があり得る。要するに、「施設等機関」というのは、施設があって事務がある、ということとして、施設がなくてもできる事務もあるのではないかということ、場合によっては、「内部部局」で実施した方がいいものもあるのではないかと、ということでもあります。

ウのところですが、「仮に、現在センターが実施している事務が施設等機関のいずれの類型にも当てはまらないと考えられる場合、法律によって、消費者庁に、特別の機関として置くことが考えられるが、特に、そのような考え方を取らなければならない必要性を説明する必要がある。」ということでありまして、要するに、先ほど言いましたように、「特別の機関」というのは、いずれの類型、分類にも当てはまららないということですので、その説明をする必要があります。その上で、更に、消費者庁の事務と明確に切り分けることができるかどうかですね。それから、組織全体の効率性の観点からも問題にならないか、ということでもあります。

「（４）消費者委員会」ですが、「ア 消費者委員会は、いわゆる８条委員会であり、このような委員会が提言機能や監視機能の外に、国民生活センターのような実施機能を担うのは適当ではないのではないかと。ただし、ADRについては、議論はありうる」だろう。ADRを消費者委員会に置く場合は、消費者委員会事務局に必要な定員の確保が必要になる。これは、当然のことと思えます。

「イ 消費者委員会には、施設等機関や特別の機関を置くことができない。」というのは、当然のことでもあります。

それから「（５）３条委員会」ですが、「ア ３条委員会は、その所掌事務が、①政治的中立性の確保、②専門的、技術的な知識、③対立する利害の調整が必要とされるものなどで、公正かつ中立に行われることが特に要請されるものについて、極めて限定的に設立されている。」ということですね。

３条委員会については、いわゆる三・八論争というものが今でもありまして、野党は、大臣の権限を弱め、独立性を確保するため、その設立に積極的ではありますが、政権与党、特に、自民党政権の時代は、内閣や大臣のコントロールが及ばないため、概して、抑制的でありました。

ウのところですが、「仮に消費者委員会を３条委員会に改組するとした場合、消費者庁設立に向

けた検討の際、3条委員会では総合調整権限を担うことが困難なことも踏まえて消費者庁という独立官庁型の組織形態を取ることにした経緯に反するのではないか。」ということでもあります。

また、消費者庁とともに、消費者行政に関する外局が二つできることとなりますので、消費者庁の廃止を含めた検討が必要になるのではないかと考えられます。

(補足)は、「消費者委員会の「監視」機能について」が書いてあるのですが、要するに、消費者庁は「司令塔」、消費者委員会は「監視」の機能を果たすべき、と言われております。

ただ、消費者委員会の「監視」機能は、消費者基本法1条にあるように、「消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進」のためのものと解されております。

一方、消費者庁は「消費者の利益の擁護及び増進に関する事務」を行うことを任務とするということでもありますので、消費者庁の「司令塔」機能と車の両輪になって発揮されるべきものと考えられます。要するに、消費者委員会の「監視」と消費者庁の「司令塔」機能は、車の両輪となって発揮されるものと考えます。

何を言いたいかということではありますが、要するに、消費者庁は消費者政策会議の庶務を担っており、消費者庁もこの「監視」機能の一端を担っていると言えますので、その監視対象としては、他省庁が中心になるのではないかと、ということと、少なくとも、提言機能は、同じ役所にあった方がいいのではないかと考えられます。以上です。

○大森座長 ありがとうございます。

しばらく今の御説明について皆様方から御質問等があれば出させていただきますでしょうか。どうぞ。

○山内委員 4ページの「(3) 消費者庁」のイのところですが、「国民生活センターを消費者庁の施設等機関とすることは考えられる」という場合に、その施設があつてというふうに先生はおっしゃいましたね。そうすると、現行の国民生活センターの持っている仕事のうち、施設があつてやっているものというのは、具体的に例えば商品検査ですか。

○畠中委員 そうですね。

○山内委員 そのほかは。

○畠中委員 あとは詳しくは存じませんが、試験研究などをやっていけば、「試験研究機関」に分類されます。それが主要な業務かどうかはありますけれども、試験研究の業務が主要な業務だと「試験研究機関」ですね。それから、商品テストなどは検査検定というふうに分類されると思うんですけれども、それが主要だということならば、「検査検定機関」に分類されるのではないかと思います。それが主要であつたらということなんです。

○山内委員 そうすると、相談ですとか研修というのは普通どういうふうに考えられますか。

○畠中委員 これは考え方ですけれども、要するに、商品テストとか、さっき言った試験研究と不可分一体だ、ということならば「施設等機関」ということが考えられると思いますけれども、別に不可分一体でもないということならば、「施設等機関」でなければいけないということではないと思います。

○大森座長 よろしいでしょうか。

○中村委員 今のことに関連しまして、参考資料に付いている具体的な機関がいっぱい並んでいま

すけれども、この中で今、言われた施設等機関で相談とか研修とかも一緒にやっているところは、研修施設は別ですが、試験研究機関等でそういうことまで合わせてやっているところというのはあるんですか。

○畠中委員 それは私も疑問がありましたので、事務局に、調べておいてください、というふうに言うておきました。

○大森座長 調べていただいているんですか。まだ作業中ですか。

作業中だそうですね。

○山本座長代理 せっかくですから1つお伺いしたいのですが、かつて国立大学はやはり当時の文部省の施設等機関であった。私はそこで働いていたわけですがけれども、その施設等機関はどういう要件と言いますか、どういうものであれば施設等機関になり得るのか。あるいは、施設等機関であると、例えば独立性がないとか、あるとか、そういう何かははっきりとした基準というか、イメージと申しますか、そういうものはあるのでしょうか。

○畠中委員 まず1点は、先ほど言いましたように、施設があるということが大事な要件になるのではないのでしょうか。施設があって、その施設がなければできない事務をやっている、というのが、これらの類型を見ますと言えるのではないかと、思います。だから、国立大学も、大学という施設があって、そこで教育とか研究をやっていますので、「施設等機関」となっております。

それで、どの程度の独立性か、ということには、基準というものは無い、と思います。長官のトップの指示の下に動く必要があるところはその指示によって動くし、独立性を確保する必要があるところは独立性を確保する。

ちなみに、国立大学は、先生も御存じのとおり、文部大臣の所轄の下に置かれておりました。だから、それ以外の「施設等機関」とは置き方が違って、かなり独立性が高かったですね。これは、憲法上の学問の自由とか、大学自治との関係だと思えます。その施設の性格によって、独立性の持たせ方も違ってくるのではないかと、私は思います。

○中村委員 1ページの最後の説明のところ、消費者庁には官房とか部がないということをおっしゃいましたが、ヒアリングの中で、消費者庁ができるときにいろいろな省庁が今まで持っていた消費者部門をただ寄せ集めて、消費者庁の中で縦割りになっているんじゃないかという御意見もあったのですが、それは消費者庁の中にその横串を通すような官房とか部がないことと関係しているのでしょうか。

○畠中委員 それは、余り関係ないと思います。仮に、縦割りになっているんだとしたら、それは、まさに、ここにおられる長官とか次長さんが汗をかいて、横串になる、調整をするということで、官房がないから部がないから縦割りだ、ということとは言えないと思います。

○大森座長 どうぞ。

○丹野委員 非常に素朴な質問ですが、消費者庁の中に施設等機関云々とお書きになっている4ページ目、「国民生活センターの国への移管に当たっての留意事項」の(3)の「消費者庁」のところに「施設等機関とすること」云々と書いていらっしゃるんですが、先ほど来の御説明だと、私が知っている国民生活センターで施設等機関とぱっと言われた瞬間に思い出すのは、やはりおっしゃ

るように商品テストのところなんです。相談でトラブルになったような商品をテストするとか、それ以外の部分でも一般的にテーマを決めて商品テストをするというのが施設等機関であるというイメージが非常にあるんですけども、実は国民生活センターの主要な業務を担っているのは今までの議論の中でもやはり相談・あっせんのところだと思われま。

そうすると、それをここで言っている施設等機関にどうしても必要だと言ってくっつけることが可能だということになるんでしょうか。卵と鶏の話で言うと、先に相談・あっせんがあって、その発展で商品テストをやっているというのが実態と思っているんですけども、それは可能だということでしょうか。

○島中委員 それは、なかなか厳しい御指摘ですね。要するに、私が言いたかったのは、「施設等機関」というのは、施設があって、その施設を利用してする事務が中心になるわけですね。

だから、商品テストとか試験研究をどの程度やっておられるか、それが中心だ、と言えればまさに「施設等機関」がびったりするんですけども、もしそれが言えないとなると、ちょっと説明は難しくなるのではないかと思います。

○丹野委員 そうすると、その後段のウのところにある特別な機関という部分ですが、国民生活センターが担っている業務のコアの部分をそういう形で評価をすることになるんでしょうか。

○島中委員 「特別の機関」は、可能性としてはあると思います。ただ、「特別の機関」というのは先ほど言いましたように、どこにも属さない、という説明をしなければいけないということです。そこが説明できるかどうかです。

場合によっては、この商品テストが中心で「施設等機関」でいいのではないかという議論もあり得ますし、「内部部局」でもいいのではないかという議論もありますから、それは、どこにも属さないんだ、今、国民生活センターがやられている業務全体を見た場合に、どの分類にも属さないんだ、という説明ができるかどうかですね。できれば、可能性として、「特別の機関」ということもあり得ると思います。

○阿南委員 消費者委員会を3条委員会にすることについてですが、5ページのウの「総合調整権限を担うことが困難なことを踏まえて、消費者庁という組織形態を取ることとした経緯」というところをちょっと詳しく説明していただきたいのと、もし消費者委員会を3条委員会にしたらそこに特別の機関というものを設置することができるのかどうかということについてもお教えいただきたいと思います。

○島中委員 まず、最初の御質問ですが、消費者庁からもらった資料がありまして、過去の検討会で配られた資料にそういうことが書いてあったと理解しております。

「第6回消費者行政推進会議提出資料」というものがありまして、平成20年4月23日に佐々木先生が出された資料の中に「1. 新組織の形態に関する論点整理」というのがあります。そこには内閣府に置く独立官庁型と行政委員会型の二つがあって、行政委員会型のところに「総合調整権限を持つことは困難」というふうに書いてありましたので、それを参照してこのように書いたものがあります。もう少し詳しく、ということでしたら、事務局の方から補足的に説明していただければ、と思います。

それからもう一点、3条委員会に「特別の機関」を置くことができるかどうかという御質問ですが、これは、内閣府設置法に書いてあるのではないかと思います。間違ったことを言うてはいけないので、少しお待ちください。

事務局でわかりますか。

○川口審議官 補足させていただきます。

1つ目の昔の話と言いますか、消費者行政一元化の件ですが、第1回に佐々木先生からヒアリングをした際に、最初の阿南委員からの御質問については御説明がございました。このファイルで言えば、佐々木先生の資料の、資料2-1の2ページ目に、新組織の形態については内閣府に置く独立官庁型と、消費者庁型ですね、それから、行政委員会型ということで検討したけれども、政策の企画立案、総合調整、緊急時の迅速な対応などを踏まえて独立官庁型を取ったという経緯がありますということでありまして、そのときの資料の後ろの参考のところに「新組織の形態に関する論点整理」というペーパーが付いているということでございます。

それから、2点目の内閣府設置法上は3条委員会の例として国家公安委員会というものがございますが、国家公安委員会には警察庁という特別の機関が置かれておりますので、内閣府設置法の予定するところということでございます。

○畠中委員 わかりました。内閣府設置法の第56条に、「委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。」と書いてありますので、これを置くことができる、ということです。

○大森座長 ほかはよろしゅうございましょうか。

では、山本先生からこの前、御質疑の時間がなかったので、もう一回5分程度で復唱していただいた後、先生の分も含めて少しディスカッションしましょうか。お願いします。

○山本座長代理 それでは、私の方から資料3でございまして、この間のものと全く同じものです。前回お話をしたことすべてではなくて、その中のごく一部だけ繰り返すことにいたします。

まず、1ページから5ページの頭のところまでで、消費者紛争解決のためのいろいろな措置ないしは手続きについてお話をいたしまして、そこで大別をして「民事紛争の解決手続」、その中に更に「ADR」と「相談・あっせん」。それからもう一つが、3ページ以下にございます「行政措置」といったものがあって、その中に更に処分とか指導とかといったものがあるということを申しました。

5ページのところで、それらに対応する組織、機関の在り方について述べております。そこを少し繰り返しますが、5ページのところです。まず、相談で得られた情報をADR、行政処分等の端緒にすることはできる。ただ、この情報を根拠にしてADRや行政処分等を行うことは制限される。

それから次の*ですが、相談を担当する機関ないし組織、ADRを担当する機関ないし組織、行政処分を担当する機関ないし組織はそれぞれ分けることが望ましい。

それから、相談を担当する機関ないし組織、ADRを担当する機関ないし組織は、個別の相談への対応、個別のADRによる紛争解決に関して、違法な職務執行の是正というもの以外には、他の行政機関から指揮監督を受けないとすることが望ましい。それらは、相談とかADRを実効的に機能させ

るためにそういったことが望ましいということを申しました。

ただ、その矢印のところですが、とは言え、こういった条件を満たす機関とか組織の区別にはいろいろな程度・態様があって、機関ないし組織の制度設計には多様な選択肢があるということで、相談や ADR を行う組織の独立性を高めれば高めるほどよいと単純には言えないというので、少し戻っていただきまして、2 ページの最後のところから 3 ページにかけてのところですよ。

ADR とか、相談・あっせんとか、あるいは行政措置、処分等を行う機能が、むしろ連携して相乗的にプラスの効果を及ぼすという面があるということも他方で見逃せないのではないかとということで 3 ページのところですが、相談・ADR の成果を政策形成に反映させるというので、ここに公害等調整委員会と、それから現在の国民生活センターの例を挙げていますが、政策形成について「意見の申出」等ができるという法制度になっています。これは、仮に独立性を非常に高めるということになると、恐らくこういった法制度を置くこと自体の説明が困難になるのではないかと思います。

それからもう一つは、その相談・ADR によって得られた情報を迅速に行政処分、行政指導に結び付けられるということがございます。リソースを持つ行政機関が主体となることによって、紛争当事者が協力する可能性が高まるといった面もあるのではないかと。ですから、やはりその両面を見なくちゃいけないということを申しました。

その上で、それではどのように考えるかということなのですが、6 ページから 7 ページのところでも述べておりますのは、それを考えるときにその組織の形式等、形式だけで独立性とか、あるいは連携性の程度が決まるわけではないということで、6 ページから 7 ページに挙げています特別の機関の例ですけれども、ある機関にある特別の機関が置かれていると言いますと、形式としては何か非常に独立性がないように見えるのですけれども、しかし、制度の設計の仕方によっては、そこはかなりの独立性を持たせることができる。例えば、警察庁が国家公安委員会に置かれるというのはさっきまさにお話をいただきましたが、そういった例とか、あるいは国税庁に国税不服審判所が置かれるといったような例を幾つか出しました。

ちょうど 5 分ぐらいですので、とりあえずこれぐらいにいたします。ありがとうございました。
○大森座長 前回から引き続いて少し復習させていただきました。この議論についても皆さん方から御意見、御質問等あれば伺います。

中村さん、どうぞ。

○中村委員 今、最後に説明された 6 ページのところ、行政型の ADR というものについて説明して、これが真ん中の方の上から 2 つ目の*です。「①の理由により、相談や ADR を任務とする法人を、国の行政機関から高い独立性を持たせる形で国が設ける場合、当該法人による相談・ADR は、民間の ADR と同様のものと性格づけられることになる。そうすると、行政機関との連携という行政型 ADR の特徴が減殺されるおそれがある。」というふうに書かれているのですが、例えば国民生活センターのやっている相談・ADR を念頭に置くと、私はやはりちょっと違うんじゃないかと思うんです。

国民生活センターは、かなり行政の政策形成とか、あるいは執行に関与していて、消費者安全法の 12 条で例えば重大事故を知ったときには内閣総理大臣に報告する義務が課せられ、そういうも

のを収集・分析し更に 15 条で、内閣総理大臣が国民生活センターに対して消費者への注意喚起をちゃんとやってくれ、手伝ってくれということまで、その措置をとることを求められるという条文の建前になっていて、国民生活センターというものは単なる民間型の ADR とはおよそ違うのではないかと思うので、ここの説明は例えば消費者問題という分野、国民生活センターの現状というものを踏まえたときには、必ずしもこういう説明にならないんじゃないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○山本座長代理　ここで申し上げているのは、ここではもう既に議論の対象外ということですが、仮に試行実験として、今度は行政法人という名前になるようですが、現在の独立行政法人、それから改正法後の行政法人よりももっと独立性の高い法人として国民生活センターを置くとした場合にどうなるかということをお願いしています。

ですから、その場合には先ほどの消費者安全法等の規定との整合性等も当然問題になってくる可能性があるのではないかと考えます。

確かに現行法を前提にして考えるとそのとおりなんですけれども、仮に非常に独立性の高い法人というような法制度を設けた場合には、むしろ現行法の在り方自体がそれと整合するのかという問題が生じるということでございます。

○大森座長　これは、上のことを受けてお書きになっているんじゃないですか。

○山本座長代理　そういうことです。

○大森座長　どうぞ、畠中さん。

○畠中委員　山本先生の 5 ページですが、御説明にもありましたように、「相談を担当する機関ないし組織、ADR を担当する機関ないし組織、行政処分を担当する機関ないし組織は、それぞれ分けることが望ましい。」と書かれておりまして、私もそのとおりだと思いますが、山本先生は、ではどの程度分ければいいと考えておられるのか。

要するに、省庁を別にした方がいいと考えておられるのか。それとも、省庁は一緒でも部程度は分ける必要があるとか、課程度は分ける必要があるとか、そういうふうと考えておられるのか。

というのは、前の議論で国民生活センターの各機能については、基本的に一体性を確保しつつ、と言われているんです。それとの関係でちょっとお伺いしたわけであります。

○山本座長代理　前回も東京都の例を 5 ページから 6 ページのところに出してございまして、具体的には 8 ページのところにも図が載っていますけれども、東京都の場合には生活文化局が全体を担当していて、その中の消費生活部が法執行とかを行っている。相談・あっせん等は、生活文化局の中の消費生活総合センターが行っていて、ADR になりますと今度はもう一つ委員会が出てくる。それで、事務局はこのセンターがやっているという構造になっているようでございます。これは、ひとつ考えられるかと思えます。

ですから、本当にぎりぎりのことを申し上げると、内部部局として分けるといったようなやり方も、ある程度それで独立性が担保されるのであればあり得るのではないかと思います。

ただ、その場合には、法的にその独立性がどこまで担保されるか。そういう独立性を持たせることは実態としてあり得ると思えますけれども、法制度として何かその保障があると言われると難

しいところがある。そうすると、例えば先ほどの施設等機関であるとか、あるいは特別の機関とか、そういうふうにもう少し形式を分けるといったようなやり方になるのではないかと思います。

○大森座長 どうぞ。

○片山委員 前回のお話の中でもあったと思うんですけども、Aという機関の下にBという機関を置くというときの関係でも、例えば国家公安委員会の下に警察庁が置かれているという場合の両者の職務内容と、今回議論している国民生活センターの相談・ADR とその行政処分との関係というのとはちょっと違うんじゃないかと思うところがあります。

そもそもこれまでのヒアリングの中でも、外部から見て、ADR だとかあっせんに協力してくる紛争当事者から見て、相談・ADR とその他の消費者庁の権限行使との違いというのがやはりきちんと外部からも理解できるということが大事だと思うんです。

そういうことを考えた場合、国民生活センターのやっている相談・ADR の特殊性、それが実質的にいろいろな意味で消費者庁の行政権限とつながっていつている中で、その独立性をきちんと外部の人から見て納得感があるような仕切り方をするというのはどう考えればいいのか。必ずしもほかの機関の関係と同じように単純に整理ができないような気がするのですが、その辺の先生の御見解をお願いします。

○山本座長代理 ある意味では今、御指摘のあったようなことを私も言おうとしたという面がございます。

つまり、6 ページから7 ページのところではいろいろ例を挙げているのは、何かが何かに置かれているという形だけでは判断できませんという問題なんですね。ですから、例えば警察は警察、それから国税は国税、これはその両方の機関の関係も全然性格が違っているわけですね。恐らく、仮に消費者庁と国民生活センターを想定すると、その関係もここに挙がっているものとはまた全然違うということですから、やはり形を考えるとということだけではなくて、その中身をどう設計するかということがまさに重要なのではないかと。

つまり、どこまでどういう形で連携をとって、どの程度の独立性を持たせるような制度設計をしたらいいかということは、まさにこの国民生活センターとほかの消費者関係の機関の特性を踏まえた上でまとめて議論をしていかなくてはいけないのではないかとという趣旨で申し上げたので、ここにあるものをそのまま持ってくればここでの議論に役立つということではないと思います。

形の議論も大事は大事なんですけれども、そこから一歩先のところにまさに一番実質的に議論をしてまとめなくてはいけない点があるのではないかとということをおっしゃいました。

○片山委員 先生は、このレジュメや意見の前半のところ、やはり外から見た相談やADR の手続きの独立性が見えることが大事だという趣旨のことをお話になっていると思うのですが、仮にその独立性を実質的に担保するために、まさに今の国センの議論で言うと、どこをどう仕組みれば独立性が社会全体からも見える化すると言いますか、信頼がおけるような形になるのかということのポイントのようなものだけでもお教えいただければと思います。

○山本座長代理 それは細かい話にもなりますし、難しいのですけれども、やはり法制度として一番固く仕組むとすると、ある種の職務の執行に関して職務執行の独立性のようなものを法的にきち

んと定めるといことはひとつ考えられるかと思います。

ほかにあるかとは思いますが、もう一つは恐らく実態の問題もかなりあるかと思ひまして、例えば国立大学も先ほどお話がありましたように、かつて文部省の施設等機関だったわけですが、恐らく国立大学を見て文部省の施設等機関であるというふうに考える人はいたのかもしれませんが、私が希望的に言うと、余りいなかったと思うんですね。

ですから、法制度を超えたところでどのようにアピールをして、あるいは東京都の例などですと場所が離れているといったようなこともどうもあるようなのですけれども、場所の問題であるとか、そういう法制度を超えたアピールの仕方を工夫するというのも、結構大きいかと思ひます。

○大森座長 どうぞ、中村委員。

○中村委員 何遍も済みませんが、我々がこういう議論をするときに、今の消費者庁、今の国民生活センターをやはりイメージして、例えば先ほど畠中委員が質問されたところを私も聞きたかったんですが、ぎりぎりどの辺かということを考えなければいけないと思うんですね。

そのときに、先ほど内部部局でもいいのではないかと言われたのですが、例えば今、国会で法案審議をこれからやる貴金属の押し買い商法の問題がいっぱい出たときも、国民生活センターとしては現行の特商法でも解釈のしよによってやれるんじゃないかと言っていたんだけど、それをそのとおりに書いてはいけないというので、消費者庁がくぎを刺したということがありまして、国民生活センターからの広報というか、改善措置とか、要望を書き換えさせられているんですね。

そういうことが実際にあるわけで、今、独立行政法人と所管庁の消費者庁という関係ですらそういうふうになっているのに、内部部局に持ってきてしまうとやはり距離を縮めることでどうしても影響が及んでしまう。

ですから、この有権解釈のことも盛んに書いてあって、先生は有権解釈は行政処分を想定した解釈だから、それはあつせん・相談を拘束しないんだとおっしゃるけれども、そうなのだろうか。実際には、やはり特商法を使って貴金属の押し買いを相談・あつせんしてはいかぬというようなことに影響が出てくるとすると、国民生活センターのあつせん・ADR機能というのはかなり拘束され、萎縮していく気がします。

今はかなり伸び伸びといろいろな手法を使って、消費者問題というのは常に新しい問題が起こるので、現行法だけでは解決できないことがある中を、うまく解釈を拡大しながら上手に紛争処理しておられると思うんですが、そういうことが今後やりにくくなるんじゃないか。

ですから、こういうあつせんとかADR機能というのは、余り所管庁にぴったりくっつけてしまうところのないんじゃないかという気が非常にするので、先ほど言われた距離感と言いますか、それを内部部局まで持ってきてしまうというのはいかがなものかと思うのですが、いかがでしょうか。

○山本座長代理 ここでの議論は、法的に許されるのはどこまでかということと、政策的にそれではどこを選択するかということとを分けて議論する必要があると思うんです。

それで、私がまず最初の方で申し上げたのは、法的に言うとぎりぎりそこまではできるだろうということを申し上げたわけで、政策的にそれをするのが望ましいということまでは申し上げておりません。

ですから、今のことにに関して申しますと、私も内部部局にすべきだとは思っておりません。ただ、そのときに、現在の独立行政法人の形態と比べてということなのですが、今は御承知のとおり、独立行政法人の制度自体が見直しの対象になっていて、今度は行政法人という形に恐らくなると思いますが、今の独立行政法人よりも主務官庁のコントロールを強める方向で議論が進んでいると承知しています。

ですから、そこをベースラインにして、それよりも悪くなるのではないかということに関して申しますと、実は独立行政法人というベースライン自体がかなり主務官庁のコントロールを強めるという方にシフトしているものですから、余りそういう形で議論するのは、現在の状況ですと、どうも生産的でないのかなという気がしております。

ですから、むしろ形の上では確かに国の中に入るのだけれども、その中でどれだけ独立性を持たせるような制度設計ができるかということを検討しなくては行けないのではないかと。

内部部局というのは非常に極端な逆の方の極ですけれども、特別の機関の中には非常に独立性が強いものもある。かつての国立大学も施設等機関であったわけですが、しかし、かなりの独立性を有していた。そういうような制度設計が考えられるのではないかと思います。

○大森座長 これはまだ私どもとしては重要な論点として、今日決着がつく話ではありませんので、引き続きこれは議論しなければいけないんですけれども、お2人から御報告がありました、ほかに御質問等がございますか。

○阿南委員 山本先生のところで、追加をしたいと思えます。

6 ページの「法人の区別」のところで、行政機関からの独立性の強い法人というもので法テラスなどの例も出ていますが、このときになかなか行政 ADR の特徴は発揮されにくいということではないかということと、②で「国以外の主体と財政負担や運営を共同して行う」ということが考えられるとされているのですが、これは国民生活センターがそのような法人になって、地方自治体からの財政でもって連携して賄うというような仕組みを取ればできるということなのではないかと。

○山本座長代理 まず、最初の方の御質問ですけれども、行政型の ADR と独立の法人というのはなじまないのではないかと。特に、これは「①の理由により」というところの御指摘だと思いますが、まさに私はそのように考えています。行政型 ADR であると言って、しかし非常に独立性の強い法人にするというのは、これはなかなか論理をつなげるのが難しいというふうに考えています。

②の方については、私は可能性としてはあり得るのではないかと思います。ただし、その場合には地方公共団体もそれなりの負担をしなくては行けないということになるわけで、更にその中でどのように負担をするかという問題が出てきますけれども、法的に申し上げるならばそれはできるのではないかと。

ただ、地方公共団体の中にもいろいろなお考えがあるでしょうから、それをどのようにまとめて、更に国とどれだけ負担を分担するかというような話になってくると、現実問題として言うと、そこは極めて難しいかという感じを持っています。

○大森座長 よろしゅうございますか。

○丹野委員 1 つだけ。今まで先生と皆さんとの御質問ややり取りを伺っていて、最初のところへ

戻った質問をさせていただいて申し訳ないのですが、前回と今回、山本先生から御説明いただいたものは、要は国民生活センターの相談・あっせん、ADR のいわば柔軟性をどのように維持できるのか、本当にできるのかという大命題に対する一つのお答えなんだというふうに受け止めさせていただいたのですが、相談・あっせんというものと ADR というものを機関などで区別すべきだというお話と、それから更に相談・あっせんと行政処分をする機関を区別すべきだというふうにお書きになっているんですけれども、その相談・あっせんというものと ADR を分けるとしたら、連携はするとしてもその距離感と、それから相談・あっせんと行政処分を行う機関との区別をするものだという距離感は、どちらがどのように遠近と言いますか、そういう差があるのかということをやっと伺いたいと思います。

そのところが、ADR の問題はともかくとして今、国センを国のどこに移管するんだ、それをどこに置くんだという問題の一つのヒントになるのではないかと思いますので、お教えいただければと思います。

○山本座長代理 一言で申し上げますと、ここの分類からも既にわかりますように、ADR と相談・あっせんというのはかなり連続性が強いんですね。特にあっせんということになりますと、行為そのものとしてはほとんど ADR に近いと申しますか、ADR にむしろ含まれるところがあるわけです。

そのような観点から申し上げれば、相談・あっせん と ADR の距離に比べれば、それらと行政処分の距離の方が遠くあるべきだということではないかと思います。

○大森座長 どうぞ。

○丹野委員 そうすると、私は先生がメルクマールとしてお出しになった東京都の消費生活センターに 15 年間も勤めていたので、こちら辺のことは私の肌感覚でよくわかる話なんですけど、先生のお出しいただいた 8 ページの図にある消費生活総合センターというところはいわゆる相談・あっせんをやっているところでございます。それから、その 1 つ上にある消費生活部の取引指導課というところは業者指導、いわゆる行政処分というものを、東京都ではありますが、やっているところです。

そうすると、ここの立て付けは確かに同じ生活文化局という中にはあるけれども、さっき先生は場所も違うとおっしゃいましたが、場所も違うし、日々の業務の中ではほとんど接点がないことをしていて、情報は消費生活総合センターから消費生活部の取引指導課に流すんですけども、だからと言って日々、何かという話ではない。そういう柔らかな連携をしているんですけれども、こういうものが一つの目安になるというふうにお考えだということによろしいですね。

○山本座長代理 これは、一つの重要なヒントになるのではないかと思います。

○大森座長 どうぞ、橋本委員。

○橋本委員 今のことに連携するんですけれども、例えば通常の相談・あっせんを私どもは指定管理という立場でしております。それが業者指導、事業者指導というふうになりますと、うちの場合は北海道庁の担当課がするんですが、その業者の調査というか、全体的な情報収集というものは私ども消費者センターからは情報は出しますけれども、実際にそれをいろいろと管轄するのは行政というところで、その辺、行政型の ADR が業者指導に直結するんじゃないかというのは、何となく私

としても違和感があります。

それからもう一つは、今、国民生活センターに例えば相談したり、経由相談をしたり、それから移送したりしたときには、別に金銭的なものは発生せずに、そのまま地方からお渡ししているという形なのですが、6ページの「②の理由により」のところ、「相談やADRを任務とする国の組織の運営に、地方公共団体が参加する可能性」と書いてあります。先ほど阿南委員からちょっと話があったんですが、もう少し具体的にそういった組織というのが実際に今、存在するののかも含めてお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○山本座長代理 まず第1点の情報の点ですけれども、それは一つのポイントとして、私も5ページのⅡの最初に書いたんですが、担当する機関をどのように区別するのか、どのように関係づけるのかということと同じぐらい重要なのが、情報をどのように取り扱うかというところで、私の感じですと、確かに情報を常にやり取りしているのだけれども、では受け取った情報をそのままADRの根拠にするとか、処分の根拠にするというのではなくて、改めて手続きをやり直して情報を集めるということをやっておられるのではないかと思います。

その辺りの距離感をどのように考えるかということも、組織をどう分けるかということと共に極めて重要な点だと思いますので、私も恐らく橋本委員と違うことを言っているわけではないのではないかと思います。

それから、6ページの②のところに書きました点ですが、共同で法人を設置するということになりますと、財源をどうするとか、そういった極めて難しい問題が出てくる。それはなかなか実現が難しいのではないかと思いますのですが、国にその機関として置くのだけれども、地方公共団体がもう少し運営に関与するような形のものでは考えられるのではないかと思います。それは国民生活センターだけではなくて、あるいは消費者庁等についてもそうなのかもしれませんが、形の上では国の組織として置くけれども、しかし、地方公共団体からよりその意見を聴取して、あるいはそこが強く運営に関与するといったような機関とか、手続きを工夫する余地はあるのではないかと思います趣旨でここでは書きました。よろしいでしょうか。

具体的な制度設計というところまでは私も全然考えていないのですけれども、恐らく国と地方公共団体が一緒になってつくっている法人の例というのは余りないですね。

○大森座長 ないですね。

○山本座長代理 そうですね。実例はないと思います。そこまでやっている例はないということだと思います。

○大森座長 さて、ひとあたりよろしゅうございましょうか。次のところへ移りたいと思いますが。

私どもいろいろな方々からヒアリングをしていきたいのですけれども、先週、松原大臣が消費者団体の皆さん方と少し意見を交換したということでございまして、その概要を資料としてまとめてございますので、これを事務局から説明していただきましょうか。

○川口審議官 それでは、資料4でございしますが、4月16日と4月18日に消費者団体から大臣が御意見をお聞きしたということでございます。

2ページ以降に主な意見を整理させていただいておりますが、ヒアリングで御指摘が余りなかつ

た点を中心に御紹介させていただきます。

1つ目は、消費者行政に係る体制の在り方、2ページでございますが、全体の点につきましては、「職員の育成」というところがございますけれども、1つはすべての省庁が消費者の視点を持って仕事をする。職員を育てるという視点が重要ということで、プロパーだからとか、どこに採用されたからということではないのではないかとというような御指摘がございました。

それから、2ページの下の方ですが、「司令塔機能」についても、司令を出す仕組みだけではなく、指令を受け取る各省の体制整備も必要という御指摘がありました。

それから、3ページでございますが、「法執行」について、消費者庁の執行力は不十分であるという観点から、地方においても執行を実施する、あるいは消費者安全法の権限を地方に下ろしてはどうか。それから、警察の人材の活用、警察との連携という点。

それから2つ飛びますが、消費者からの通報窓口を消費者庁にも設けるべきというお話です。

それから「広報、調査など」ですが、実態調査やフィールド調査を行うということの重要性の御指摘がありました。

それから「③消費者委員会」ですけれども、委員の体制についての御議論が少しございました。

それから、4ページでございますけれども、「審議会機能」というところがございますが、この中ではかつての国民生活審議会のような幅広い議論ができる場が必要。現在はテーマの取り上げ方がややアドホックではないかという御指摘がございました。

それから、5ページでございますけれども、地方消費者行政の関連で「地方支援・強化」というところですが、自治体が消費者行政を強化し、職員が消費者の視点から仕事をするよう、消費者庁がまず範を示してほしいという点です。

それから、下の方で5ページの最後の○ですが、消費者に消費者センターを認知してもらうような周知をしてほしい。

それから、6ページでございますけれども、「消費者団体」に関連する議論がいろいろございました。まず、消費者庁や消費者委員会が消費者団体にとってフレンドリーではない。窓口の人だけが知っているというような御指摘がございました。

それから、「消費者団体の支援」というところですが、具体的には税制を整備するとか、あるいは活動が自主的な事業で成り立っていくような環境の支援が必要というような御指摘がございました。

それから、「消費者団体の強化」で下から2つ目ですが、民間の消費者団体がADRを担っていける体制にしてほしい。

それから、消費者団体が相談を有償で受けられないか、できないかということです。

7ページでございますが、国民生活センターの組織についてでございます。2つ目の○ですが、独立行政法人として仕事の継続が不安定になることに比べれば、国に移行して消費者行政全体をトータルとして強化すべきである。その場合、組織の在り方、人の配置、決裁などで機能が持ち続けていけるようにすべきではないかという御指摘がございました。

1つ飛びまして、「政府から独立した法人」の考え方は、国への移行の具体化の中でその趣旨を

活かすべきということですが、それを法制度的に確保する措置が必要である。

1つ飛びまして、NHK や法テラスなどを参考とした法人は考えられないか。その場合、所管は内閣府本府として、将来的には消費者委員会という御意見もございました。

「国への移行に際して留意すべき点」ですが、「維持すべき点」に関連しまして、国民生活センターの名前、ブランド力、信頼、そういうものを残してほしい、活かすべきという御議論がございました。

それから、8 ページでございますけれども、2つ目の○ですが、間接部門の合理化には賛成だが、現場の人員は増やすべきという御指摘がございました。

「懸念・不安」に関連いたしまして、地方へのサービスに加えまして消費者・消費者団体の支援、こういうものも今までどおりできるか不安であるという御指摘がございました。

最後に9 ページでございますけれども、「政策提言」は重要だという御指摘で、3つ目の○ですが、国民生活センターが軽い提言をして消費者委員会が重い提言をやるといった連携があるのではないかというような御指摘がございました。

以上、ヒアリングでは余り出ていなかったところを中心に御紹介いたしました。

○大森座長 どうもありがとうございました。

この意見交換会で出た御意見なども踏まえつつ、今後、私どもとしては少しずつ論点を整理し、御意見をまとめていかなければいけませんので、とりあえず今日は今まで出されている論点の整理について事務方の方をお願いしてございますので、それをまず説明していただきましょうか。お願いします。

○服部参事官 資料5に基づきまして御説明させていただきます。「論点整理（案）」というものでございます。

「Ⅰ. 本検討会の検討事項」で、2つございます。「消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方」、もう一つが「国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方」でございます。

1点目の「消費者行政に係る体制の在り方」でございますが、課題として3つ記述させていただいております。1点目が「司令塔機能の発揮」、2点目が「消費者行政を担う職員の養成・確保」、3点目が「総合力の充実」でございます。

このうち、1点目の「司令塔機能の発揮」でございますが、左手の側に○がございます。これは、皆様方の共通認識ではないかということで記述させていただいているものでございます。

まず、消費者行政は、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターだけでなく、国においても多くの省庁が担っていること。

各省庁に「早急な対応」や「制度改正」を働きかける司令塔機能が十分に発揮されることが重要であること。

消費者庁は、措置要求権限を背景にした働きかけ等を行っているが、期待された役割を果たしていないこと。

消費者委員会は、建議・提言等により、各省へ働きかけているが、消費者・現場からの意見や情

報の収集が十分ではないこと。

司令塔機能の十分な発揮には、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターそれぞれの権限・機能が有機的に結合し、以下の取組みが段階的に展開される必要があること。

このうち、1点目が、消費者からの苦情相談等を踏まえつつ、各省庁に対して現行制度による措置の実施を働きかけること。

2点目が、複数省庁の連携した対応が必要な場合は、連携の在り方を調整すること。

3点目が、制度改正が必要な場合には、専門的知見を活用しつつ、企画立案し、働きかけること。

4点目でございますが、上記①から③の働きかけを行った各省庁に対して、今後の取組みを明確にさせ、これを促すということでございます。

以上を踏まえまして、論点としてまず1点目は、「司令塔機能に「現場」をどのように結びつけるか」です。これにつきましては、「国民生活センターの現場の情報や問題意識を消費者庁、消費者委員会にどうつなげるか」ということがございます。

2点目、「専門的知見をどのように蓄積し、集約するか」ですが、これにつきましては、「中長期課題や各省横断的な課題は、どこで審議すべきか」、「消費者庁の審議会機能をどこが担うべきか」、「消費者委員会と消費者庁の検討会等との役割分担についてはどうか」というものがございます。

3点目、「消費者委員会の機能と権威の向上をどのように図るか」ですが、これにつきましては、「事務局体制をどのように強化するか」、「審議結果の実効性をどのように担保するか」ということが考えられます。

4点目、「消費者政策会議をどのように活用すべきか」ですが、前のページでござんいただきました①から④の取組みをどのように取り扱うことが適切かというものが考えられます。

(5)でございますが、「内閣府特命担当大臣の総合調整権限をどのように活用すべきか」でございます。

2点目、「消費者行政を担う職員の養成・確保」に関することでございます。1の場合と同様に、左側に○があるものは共通認識ではないかと考えさせていただいたものでございます。

1点目は、消費者目線を持ち、専門知識に裏付けられた職員が消費者行政を担うことが必要であること。

2点目、消費者行政の推進のためには、幅広い専門性の確保が必要であること。

以上を踏まえまして、論点といたしまして、「(1) 庁、委員会事務局に必要な専門性をどう確保するか」。

「(2) 庁、委員会事務局職員の消費者目線をどのように涵養するか」、これにつきましては、他省庁からの職員に関し、専門性と消費者の立場をどのように両立させるのかというものがあのではないかと考えられます。

「(3) 国民生活センターの職員の活躍の場をどのように広げるか」。

「(4) 庁、委員会事務局、国民生活センターを中心に人材の育成・確保を長期的にどう行うか」というものが考えられます。

3点目、次のページでございます。「総合力の充実」ですが、共通認識ではないかということで

ございまして、1点目は、消費者行政は、消費者による強力な後押しが不可欠であり、消費者団体をはじめ広く消費者問題に関心を持つ主体の知恵と熱意を結集し、共感しながら推進していくことが必要であること。

2点目、消費者行政は、地方消費者行政の現場と密接に結びつく必要があること。

以上を踏まえてということで、論点は3つでございます。

1点目が「消費者団体の役割をどのように認識し、消費者からの視点や知見を行政にどのように反映させる仕組みを作っていくか」。

2点目、「消費者団体をはじめ、民間活動の発展を支援できる体制をどのようにつくっていくか」。

3点目、「地方との連携をどのように進めるか」。これにつきましては、「地方との連携による法執行力の充実をどう図るか」、「海外との越境消費者トラブルの相談にどのように対応していくか」ということが考えられます。

もう一つの検討事項は、Ⅲの「国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方」です。

「課題」といたしまして、「国民生活センターの各機能について、その全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させ、消費者行政の体制を強化することが必要」であるということでございます。

この課題を踏まえまして、「各機能について」ですが、論点といたしまして「(1)各機能の「維持」をどのように図るか」です。これにつきましては、「相談・あっせん、ADRの柔軟性をどのように維持するか」、「相談・あっせん、ADRと執行をどのように分離するか」、「注意喚起のスピード感・独立性をどのように維持するか」、「制度の改善要望機能を質量ともにどう維持するか」、「消費者・消費者団体の支援をどう維持するか」といったことが考えられます。

また、「役所文化の中に埋没せず、親しみのある国民生活センターの良さをどう維持するか」ということがございます。

(2)でございます。「各機能の「一体性」をどのように確保するか」、これにつきましては「どの機能について一体性を確保する必要性が高いのか」、「一部の機能を組織的に分けた上で、一体性を確保することはできないか」ということが考えられます。

(3)でございます。「機能の一層の「充実」をどのようにして実現するのか」。

(4)は、「国への移行をどのように「消費者行政全体の体制強化」につなげるか」というものでございます。

最後に、2の「国民生活センターの機能を担う国における組織形態について」です。

(1)といたしまして、「組織形態として、内部部局、施設等機関、特別の機関のどれがふさわしいか」。これに関しましては、「それぞれの特徴は何か」、「組み合わせることは考えられるか」というものがございます。

(2)でございますが、「移管先それぞれについて、どのようなことが期待できるのか。想定される課題を解決し、期待を実現するために、どのような工夫ができるか」で、3つ、「①内閣府」、「②消費者委員会」、「③消費者庁」、それぞれについてでございます。

(3)でございますが、冒頭で消費者行政の課題を3つ申し上げました。「司令塔機能、担い手、総合力」でございますが、これらに照らしどのように考えられるのか。

最後に、(4)でございます。ヒアリングの中でも御指摘をいただきました「政府から独立した法人」との考え方の趣旨をどのように活かすか。

「以上を踏まえ、どのような組織の具体的なあり方が、消費者行政の体制強化につながるのか」について、御審議のほどよろしく願いいたします。

○大森座長 論点整理の構成は、とりあえず○で表記されているところは大体、今まで出た御意見のうち共通しているかと考えられている。そこからどう具体的に私どもが考えてまとめていかなければいけない課題が出てくるかということについて整理をしたものであります。

消費者団体との関係が改めて入ってきているという印象でございますけれども、これは大臣がいろいろやり取りした一部の成果もこの中に取り入れているという趣旨でございます。

本日、これについて皆さん方からいろいろ御意見を伺いまして、場合によりましてはこの論点整理の一部を直しながら少しずつまとめていったらどうかと思っておりますので、どうぞ気がついておられる点があればどしどし出していただいて結構ではないかと思っております。お願いいたします。どうぞ。

○中村委員 今の段階は、この論点整理のまとめ方についてということによろしいですね。

3ページの下の方の「国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方」の中の「1. 各機能について」に、「どう維持するか」とか、「維持する」という用語が使われているのですが、ここは私が思うには、今まで意見でも言ってきましたけれども、例えば制度改善要望機能がむしろ低下してきているので、どう向上させるかではないかと思うんですね。低下したまま維持するように取られてはいけないので、ここはやはりこういう機能を「維持するか」ではなくて、すべて「向上させるか」に書き換えた方がいいのではないかと思います。

○大森座長 場合によっては、維持もちょっとはあるでしょうから、もしそういうことを加えるならば「維持・向上」でいいんじゃないですか。そういうこともあり得ると思います。

でも、御趣旨は、向上を入れるべきではないかという御意見ですね。

どうぞ、お気づきの点があれば出してください。

○阿南委員 今、中村先生がおっしゃったところの、「各機能」ということについてですが、ここには、各地に相談窓口がありますけれども、そこからくる情報をどうやって集約してそれを分析していくかというところの視点が必要なのではないかと思っております。

現在は、例えば消費者安全法に基づく通知の情報は消費者庁が集約して、そこから発信するわけで、国民生活センターによる情報集約と発信と分断されているところもあります。情報の集約分析の一元化というテーマは非常に重要な課題ではないかと思っておりますので、そのことをここに入れた方がいいのではないかと思うのですが。

○大森座長 畠中さんどうぞ。

○畠中委員 ただいまの説明についての質問ですが、3ページのⅢの組織の具体的な在り方のところで、課題に「その全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ」とありますが、これは具体的に

はどういうことを考えておられるのか、ということをもう少し御説明ください。これによっては、どのように移管するかの移管の仕方にも影響してくるものですから、そこをちょっと確認しておきたいということです。

○大森座長 服部参事官。

○服部参事官 ここに「各機能に」ということが書いてありますけれども、相談ですとか、研修ですとか、商品テストとか、こうした機能を一体的に一体性を確保しということで、このような機能に着目したものでございます。

○島中委員 依然として、よくわからないのですが。

○川口審議官 第1回のときに今検討会までの経緯を御説明させていただきましたが、基本的に昨年後半に開催いただきました検証会議の中間とりまとめの中に、やはり機能の維持充実というところがございます。

その中に、こんにち求められている消費者行政全体の強化のためには、機能についてそのすべてを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させていく必要があるというくだりがございます。

それを受けて、年末の政務三役会議での国民生活センターの在り方の見直しの中で、中間とりまとめを受けて、国民生活センターの各機能について、そのすべてを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させていくこととする。このため、国民生活センターの各機能を国へ移行することが妥当との判断に至ったというふうになっている経緯がございますので、今検討会におかれは、国への移行の具体的な在り方ということで御議論いただいているわけですが、経緯的に島中委員の御指摘の具体的な中身についてはまさに十分詰まっていない。具体化も含めて御議論いただきたいということでもありますけれども、そこに込められた願いというのは、今までの検証会議あるいは前政務三役会議での判断という中にこの言葉が入っているということでもございまして、更にどういう意味かということについては、まさにこの検討会で具体化をしていただければということでもございます。

○島中委員 私が言いたかったのは、閣議決定で、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、」と書いてありますね。だから、一体性を確保しつつ、その機能を効率化、強化する、というのはどうしたらできるのかがよくわからないので、どういうことを考えておられるんですか、ということを知りたいんですけども、なかなか難しい課題だと思います。

○大森座長 ちょっと私はそのことで全体のことが気になるんですけども、いずれ通則法を改正するでしょう。そのときに、改正する趣旨が述べられるはずですね。今、島中さんが言っているのはその一部だと思うんです。今までやってきた独法を抜本的に改革するわけですから、改革する方向が示されたときに、そういう独法改正の趣旨にこの改革全体、我々が考えているものがちゃんと適合的であるかどうかをどこかで考えておかないと、内々で議論しているだけでは、これは法律改正ですから、出ていったときに世間で通用しなくなるんじゃないかと、ちらっと心配になるんです。

今日の段階では、それは無理かもしれませんが。通則法の法律が出て、一体その法律がきちんと通るかどうかわかりませんので、わからないんですけども、余り内々だけの議論ではなくて、

そういう改革の要請にもちゃんと我々が考えている今回の改革は合っているというか、適格的であるということをごどこかで言わなければいけないんじゃないか。少なくとも、どこか我々が物を書くときにそういう話を忘れてはいけないんじゃないかと、ちらっと私も思っています。

これは今日じゃなくてもいいんですけども、改めてその種の議論がどこかで出てきてしかるべきではないかと思えます。

今のことについて、何かありますか。

○川口審議官 畠中委員が御指摘の閣議決定というのは、まさに独立行政法人の制度で組織の見直しの基本方針の中の一部でございます。その基本方針に沿って今、座長が御指摘の独法通則法の改正法案というのを政府部内で今、検討しているところでございますので、次回に閣議決定をして国会に提出されていけば、その内容について資料を用意させていただきたいと思えます。

○大森座長 今日、いろいろ論点を出していただければと思います。

では、阿南さん、お先にどうぞ。

○阿南委員 何度も済みません。

最初に検討事項のところですが、設置法の附則の3項の、消費者庁と消費者委員会と国民生活センターの体制のさらなる整備を図るところは入っているんですけども、附則3項の消費者の利益の擁護と増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すというテーマについては取り上げられていません。それは3年以内にといいことで盛り込まれているわけですし、ヒアリングの中でも何名かの方が、消費者庁の関与の在り方、法律について発言された方もいらっしゃいました。それは結構大変なテーマになるかと思うんですけども、そのテーマについての見通しもここにちゃんと書いておくべきではないかと思えます。

それから、もう一点いいですか。4ページの2の(4)に「政府から独立した法人」との考え方の趣旨をどのように活かすか」とあるのですが、国への移行を閣議決定されたということはあるわけですが、この機能の整理の段階で、先ほども山本先生から法人の形についてお話がありましたけれども、やはり政府から独立した法人ということについて、もう一回その機能を果たす上でどのようなものがあるかをシミュレーションするようなことがこの検討会でなされてもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○大森座長 私はにわかに判断できないんですけども、一応ここは「趣旨をどのように活かすか」と書かれていますので、その法人を改めて制度設計のようなことを念頭に置いて我々が検討するかどうかは、ちょっと違う話ではないかと思っています。

これは事務局に確かめなければいけないんですけども、御意見は御意見として伺いますが、今の点はどうでしょうか。

○川口審議官 御意見は別にいたしまして、経緯的には、政府から独立した法人の考え方について趣旨を国への移行という中で活かすということが、先ほど御紹介しました年末の政務三役決定の中に入っております。

それを受けてこの検討会をお願いしているということでございますので、検討事項といたしましては国への移行を踏まえたということでございますが、その枠の中で政府から独立した法人との考

え方について、国への移行の中でその趣旨を活かすということで、それに資するための御検討ということで阿南委員の御提案を御理解いただけるような検討を進めていただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

○中村委員 さっき、山本委員の御説明の中にも、ここの組織の問題を考えるときに関連する法律の改正も伴うという御意見があったので、私もそこも含めて議論しないと本当は落ち着きどころが決まらないのではないかという気がします。

また、阿南さんが言われたように、設置法の附則3項がまさにそこを言っていて、消費者庁国会の審議の中でも、消費者庁がどこまでの法律を所管すべきかということでいっぱいノミネートされていた法律をとりあえず30本ぐらいに絞ったんですが、更に今後引き続き検討すべき法律で43本を検討すべきだと。そういうことを含めて、この附則3項は施行後3年以内に必要な措置を講じるものとするというふうに書かれている。

本当に3年なんですけれども、この附則3項の検討に当たっては参議院の附帯決議の33項というところに、「消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする」と、と言っているわけです。

ですから今、説明があったように、法律の問題も踏み込むのはここで6月末までに全部というのはとてもできないと思うのですが、本来やはり消費者委員会がこの参議院の附帯決議に書かれた任務をきちんとやり、そこで今日の議論なども踏まえて所管法の検討をきちんとやる。それは並行してやっていただかないと、この議論は落ち着きどころがなかなか見つからないと思うんです。以上です。

○大森座長 さっき委員長からお手が挙がりましたが、関係はございますか。

○河上消費者委員会委員長 今のお話は御意見として承りました。

私は、先ほどの論点整理で申し上げたかったことがあるんですけれども、この論点整理は恐らくある種の議論の土俵になる可能性があるもので、少し文言の部分で検討をいただきたいと思ったのは、4ページ目の「国民生活センターの機能を担う国における組織形態について」という部分です。

まず(1)の「組織形態として、内部部局、施設等機関、特別の機関」と3つを挙げて、「のどれがふさわしいか」という書き方になっているんですけれども、先ほど山本先生からお話があったときに伺えばよかったです。既存の組織分類というのがどの程度硬いものかということです。国民生活センターの機能を十全に発揮させるために、既存の組織形態のどれかに入れないといけないうものかという点については若干疑問があって、むしろそれほど硬い分類ではないんだとすれば、ここはどれかがということではなくて、「などのいかなる形態がふさわしいか」というくらいにしておいた方がいいのではないかということが1点です。

それから、第2点はその次の(2)で、「移管先それぞれについて」ということを書いて①から③というふうに挙げているんですけれども、「移管先それぞれ」というのは①、②、③ということに絞るという趣旨で終わるのか。あるいは、いろいろな形態を考えるともしもう少し柔軟性を持つとすれば、限定列举であるかのような印象を受けないように「移管先について」ということで「そ

れぞれ」を取って①、③は外しておく方が、いろいろな形態について議論しやすくなるんじゃないかということです、その辺の文言の土俵を少し修正した方がいいんじゃないかという御提案です。

○大森座長 今の最後の論点は、国へ移管する場合の国は、この3つ以外に何か考えられるんじゃないかという御趣旨ですか。

○河上消費者委員会委員長 そこまで積極的に申し上げるつもりはありませんが、この移管先についてというので限定列举で考えることをもう決めてしまったのかどうかはわからなかったものから。

○大森座長 いずれもこれは考えなければなりませんので、それ以外にあるかどうかということはその段階で考えることになるんですけども。

○中村委員 私の言った意見に対してはどうなんですか。所管法の検討を消費者委員会がやはり並行してやらないと、これはできないじゃないですかと申し上げたいのです。

○河上消費者委員会委員長 所管法の検討に関しては、消費者委員会としては課題となっております。

○大森座長 課題となっているということは、いつまでに何かそういう議論をされるということでしょうか。

○河上消費者委員会委員長 今のところ、きちんとしたスケジュール感を持っておりませんが、ただ、現在、基本計画の見直しなどをする過程で、どういう法律がどういう形で消費者庁にある方が望ましいかというようなことについても含めて検討してまいりましたし、今後とも検討していくということはやらないといけないということで、課題としている旨を申し上げました。

○中村委員 消費者庁が所管する法律なので、消費者庁が今まで例えば公取が持っているものとか、ほかの農水省が持っているものを、おれのところに持ってこいとはなかなか言いにくいんです。だから、消費者庁に検討しろと言っても私は難しいと思います。やはりそのために消費者委員会というちゃんとした調査・建議できる場所があるんですから、こちらでやってください。これがまさに附則と、それと連動した附帯決議が言っていたことだと思うんです。

ですから、消費者委員会で早急に検討していただいて、それはやはり並行した議論がないと、こちらが組織立てを考えると、どんな法律を所管する役所に対して国政はどう関わりを持つとか、それが整理しにくいと思うんです。是非、早急に検討していただきたいと思います。

○大森座長 そういう強い御希望が出ました。

では、丹野さん、どうぞ。

○丹野委員 先ほどの阿南委員と中村委員の御提案の話に戻るんですけども、私も「政府から独立した法人」との考え方の趣旨をどのように活かすか」という、非常に婉曲表現になっていますが、そうではなくて、やはりそこも閣議決定は閣議決定で主要なものとしてあることは承知していますが、なおかつそれでもこれについて検討をするのが筋としてよろしいのではないかと思います。

○大森座長 筋はいっぱいあるんですけども、閣議決定を受けて私どもは仰せつがっているので、

普通に考えたらそれを度外視して単独で議論するというわけにはまいりません。それは、ちょっと常識を欠くんじゃないか。特段にまた大臣からそれをやれと、閣議で改めてそれをやれとおっしゃってくだされば、それはやってもいいですけども、私どもの独断でそれに踏み込むというのは、そんなことは簡単にできないと私は思っています。

だから、ここは一生懸命説明しているんですけども、この考え方の趣旨をどうやって活かせるかということでぎりぎり我々が何か検討しようということではないのでしょうか。

○阿南委員 けっして度外視しているわけではなくて、やはりいろいろな議論があってそういう意見も出てきたわけですね。ですから、これを踏まえた上で、趣旨を活かすためにそのような形をもう一回シミュレーションしてみるということをやってもいいのではないのですか。

○大森座長 今日、御意見を伺いますので。

では、どうぞ。

○山本座長代理 まず1つは、河上委員長から4ページの2の(1)の選択肢はどれだけ硬いものなのかということですけども、これはむしろ畠中委員にお答えいただいた方がいいのかもしれませんが、この類型自体は非常に硬いものではないかと思います。つまり、内閣府設置法と国家行政組織法の2つの法律で、行政機関のいわばユニット、形式をきちんと定めてしまっているの、やはりどこに当てはまるかという形の議論をせざるを得ないのではないかと思います。

ただ、御趣旨と、それから私が先ほど申し上げたこととも関わるんですけども、この3つのどれに当てはまるかというところの先にもう一つ問題があって、内部部局ですと余りその先の選択肢はないのかもしれませんが、特に施設等機関、特別の機関だということになると、それとその移管先の機関との間の関係をどのように制度設計するかというところはいろいろなバリエーションがあり得る話ですから、そこを検討しなくてはいけないということではないかと思います。

ですから、(1)のところを書くか、あるいはむしろ(3)のところを少し広げるかということになるかと思うんですけども、要するに、当該国民生活センターが代わった新しい組織と、それから移管先はどこになるかわかりませんが、それとの間の関係をどのように設計するかということを、私たちは検討しなければいけないというふうに思います。

それから、(4)の「政府から独立した法人」との考え方の趣旨をどのように活かすか」という点にはいろいろな御意見があるかと思いますが、私が先ほど少し申し上げていたのは、6ページのところで書きましたけれども、大きく分けて2つあって、1つはそれぞれの機能を果たすために一定の独立性が必要なのではないか。そのところの考え方をどのように活かすかということ。

それから、②のところでは地方自治体の話を1つ出しましたけれども、もう一つは消費者団体等との関係ということもあると思いますが、そういうほかの組織とか主体との間の協力関係をどのようにつくっていくかという形で受け止めることはできるのではないかと思います。

この点は、もう少し更に深めていく必要があるかと思いますが、とりあえずそのように考えています。

○大森座長 ありがとうございます。

どうぞ、山内さん。

○山内委員 2ページの(3)の「消費者委員会の機能と権威の向上」と書いてあるんですけども、権威というのは要るのでしょうか。なくてもよろしいのではないかと思います。

2つ目は、同じページの下から3行目にあります「他省庁からの職員に関し、専門性と消費者の立場をどのように両立させるのか」と特別に書いてありますが、ここも意味がよくわかりませんで、上に専門性、消費者の立場に立つ、消費者目線という表現で書いてありますが、これを特別に書いた意味と、これは両立するものなんですか。専門性と消費者の目線を合わせ持つというような形がいいかと思うので、この扱いがわざわざ必要なのかと思いました。

あと、2点あります。3ページですが、「総合力」というふうに挙げられたとき、私は消費者庁、委員会、国民生活センターのそれぞれの機能を全体で有機的に連携、提携することによって総合力を高めるというふうに思っていたので、ここは消費者団体との関係等と、それから他の地方と海外のことが書いてあるんですけども、その中の総合的な協力について問いを立てる必要はないのかなと思いましたのと、地方消費者行政強化とその地方の執行機関との連携によって消費者行政全体が高まるという、その意味での総合力の2点は書かなくていいのかなと思いましたので、御検討をお願いしたいと思います。

○大森座長 今、「権威の向上」の「権威」について出ましたけれども、いかにも権威がないですね。権威をつくろうと今、努力をしている。人々がですね。消費者委員会は託されている機能を十分に発揮しているなというふうに人々が理解でき、そういうふうに評価できていく。したがって、次に消費者委員会が振る舞うときにも皆、信頼できる。そういう体制をどうやって充実させるか。普通に考えると、そういう趣旨だと思います。「権威」という言葉の持っているものがありますから、ここは少し表現上のことは工夫していいんじゃないでしょうか。

事務方の方に、御質問に近いことが出ました。その下の他省庁からのことですけども、この趣旨はどういったニュアンスですか。

○服部参事官 2の(2)でございますけれども、他省庁からの職員に関しまして、専門性を有していて、知見・能力に高いものがあるという御指摘がございました。

その一方で、もしかしたらその親元の役所の方を見ているんじゃないか、消費者の方を見ていない、消費者視点になかなか立っていないんじゃないか、消費者の立場で物を考えていないんじゃないか、こういう御指摘もございましたので、この専門性と消費者目線と両方必要なものをどういうふうに両立させるのかということで、ちょっと特別に書かせていただいた次第でございます。

○大森座長 今の御説明ですが、ちょっとこの文章からそれがストレートにとりにくいかもしれないので、ここも工夫してみましようか。

○服部参事官 文章を工夫させていただきます。

○大森座長 今のことですか。片山さん、どうぞ。

○片山委員 私は、この「両立」という言葉にもものすごい違和感を感じるんです。要するに、産業育成省庁という立場と、それから消費者の目線というのは、それは立場の違いですから、もともと違うものをどう両立させるかということですが、専門性というのと消費者目線というのは相反するものでは決していないんです。

本当の意味では、消費者目線、現場目線を持ってそれぞれの専門分野を見るというのは当たり前のことであって、この「両立」という言葉は是非、何か工夫をしていただきたいと思います。

○服部参事官 まさに御指摘のとおりではないかと思えます。例えば、両方について具備するとか、多分そういう御指摘ではないかなと思えますので、工夫させていただきます。

○大森座長 他省庁から来た職員は、やはり消費者の立場に立ち尽くさなければいけないんです。そのことさえ明確になって、それが確保できればいいんじゃないですか。あえてこういうふうにかかなくてもいいと思えます。

基本的に言えば、そういう覚悟で来てくださいということですから、その際にその方が持っている消費者の問題について専門性が発揮できるということはとてもいいことですが、別にそれは両立問題じゃない。優先すべきは消費者の立場目線ということになるんじゃないか。ここは、そのこともわかるような言い方に変えてみましょうか。

それでは、橋本さんどうぞ。

○橋本委員 確認ですが、4ページの「組織形態として」というところで「組み合わせることは考えられるか」という表現なんですけれども、この内部部局、施設等機関、特別の機関のそれぞれの機能を組み合わせるといことなのか。それとも、消費生活センターの内容が全部これらの内部部局に収まるのか。先ほどちょっと山本委員もおっしゃっていたとおり、例えばADRの部門だけをまた別にするとか、そういうどちらの意味も含めてなのか。その辺を教えてくださいたいんです。

○服部参事官 機能ごとに、一部はこの3つのうちのどれか、それから一部は3つのうちの別のものと、こういったものも考えられるんじゃないかということで、合わせて御議論いただければということで書かせていただいた次第です。

○野々山国民生活センター理事長 3ページから4ページにかけての中の2の(2)の点であります。これまでの御議論の中で、特に山本委員の御意見で、移管先の組織形態がどうかという問題も重要ですが、それもさることながら、その中でどのような独立性、あるいは組織的運用をしていくか。そういう担保をどうしていくかということが、より重要であるとの御議論だったかと思えます。3ページから4ページの中でそのことが明確になっているかという、なかなかないように思います。

2の(2)が、「想定される課題を解決し、期待を実現するために、どのような工夫ができるか」と書いてあります。この「工夫」の中にそのことが入っているかと思えますが、もう少し明確にこの独立性等を担保するような法的な措置とか、あるいは組織運用についても検討するようなことを書き込んでいただきたいというのが1点であります。

それから、3ページの1の「各機能について」で、「各機能の「維持」と書いてあるところはどうかについては御議論いただきたいと思うんですが、これは組織の移管先とは無関係に議論をするという理解でよろしいのでしょうか。移管先やその在り方、あるいは組織をどう運用していくかということを含めて議論しなくてはならないようなことだと思えます。先ほどの前半の議論を聞いていて、私はその辺のことをもう少し工夫した方がいいのではないかと感じましたので、意見を申し上げました。

○大森座長 今のことは、4ページの一番上の(2)に連動しているのでしょうか。いずれにしても、実際にはどういう移管先がどうなるかということも検討しないと収まりません。論点としては出ていますけれども、今のようなことを考えないと。

何か説明は要りますか。

○服部参事官 非常にこれは重要な論点だと思っておりますので、いろいろな角度から念には念を入れてという意味合いもございまして、1はまず各機能についてそれぞれ御議論いただいて、そことも重複するようなことはあるかもわかりませんが、非常に重要な論点だと思っておりますので、また更に今度は組織という枠組みの中から改めて考えていただくこともいいのではないかとということで、こういう枠組みにさせていただいた次第です。

○大森座長 今、理事長がおっしゃったことは、多分念頭にありながらこうやって書き分けているという理解でいいんじゃないでしょうか。

どうぞ、丹野さん。

○丹野委員 3ページの1の(1)の5つ目のボツに「消費者・消費者団体の支援」とありますが、ここに地方消費者行政とか、地方消費生活センターとか、そういうところへの支援というのもぜひ入れていただきたいと思います。この部分がとても重要だと思います。

それからその下ですが、これだけちょっと毛色が違って「役職的文化の中に埋没せず」云々と、具体的に何のことが必ずしも明瞭ではないような書きぶりをしているんですが、これは意図としては、要は国民生活センターは役所じゃなくてもっとフレキシブルで、国民生活センターと言ったら国民が皆わかるような国民生活センターという意味でよろしいのでしょうか。確認です。

○大森座長 私も伺いたいような文章です。

○川口審議官 今まで、この個々の機能に即して柔軟性ですとか独立性、スピード感という御指摘はヒアリングの中にもありましたし、先の検証会議でもあったわけですが、そのどれに分類することもできない、総合的に見て国の行政機関になると親しみがなくなるんじゃないとか、役所文化に埋没するんじゃないかという、上のどれでもないちょっと異質な総合的な観点からの御指摘もあったわけですので、上で尽くせない全体的なものということで、1行空けて書かせていただいているということでございます。

それから、国セン理事長からもそういうふうにしたい、そうすべきという発言がございましたので、そういう点での御示唆、御意見、御議論もいただければということでございます。

○大森座長 「役所的分野の中に埋没せず」という文章が気になるんです。役所的文化の中にも、評価すべき文化はある。何となく皆が、国の方にいくと役所文化へ埋没してよくないと思込んでいることは問題なんです。

私は、別にそんなことに一生懸命エールを送る理由はないんですけども、この「埋没せず」などという文章は要らないんじゃないですか。むしろ国民生活センターが従来果たしてきた親しみのある、しかも幅広く、例えば地方の消費者センターからも信頼があつて、そういう仕事をきちんとやってきた。そういうよさをどうやって維持できるかというふうに言えば済むので、わざわざこれを言うことはないんじゃないでしょうか。

これを硬く解釈すると、この一点でどうやっても国には移管できませんということになります。国はおよそ役所的文化にいっぱいあふれているから、そんなところへいくなという話になるでしょう。深読みするとそうとも読めますので、この「埋没せず」というのは要らないんじゃないかと私は思います。どうしても入れておけという方がおいでになればそれはそうですけれども、趣旨をもうちょっと素直に取れるような文章にした方がいいと思います。

それから、直接ここにあるのがいいのかどうかということはありませんね。ちょっと考えてみましょう。

ほかにございますでしょうか。

○山内委員 先ほど「総合力」のところを申し上げたのですが、お願いします。

○服部参事官 「総合力」のところをございますが、初めのところに司令塔ということで書かせていただいております。消費者庁、消費者委員会、国民生活センター、それから各省庁とも連携していく。そういう中にとどまらず各プレイヤー、先ほど御指摘がございましたような地方の消費者団体、それから地方消費生活センター、こういったところも広く力を結集して共感しながら進めていくということで、この「総合力」という言葉だけですと言葉足らずのところがあったのではないかと思います。そういう意味合いで書かせていただいた次第です。

○大森座長 多分、御疑問は私どもが検討している、少なくともこの3つの当事者の皆さん方が全体としてそれぞれのよさと、ある種の独立性を維持しながら全体としての力を発揮するという意味で言うと「総合力」なんですね。

だから、そちらの方についても「総合力」という表現が当てはまっていはいはずでして、ここの消費者団体との関係だけで「総合力」というのはちょっと限定し過ぎるような印象を与えますので、もしいろいろ考えるときになったら、3つの当事者間の「総合力」とともにバックアップしてくれる、あるいは一緒に物事を考えなければいけないような消費者団体の関係について、そこも入れて「総合力」の話だとした方が素直だと私も思いますので、今のような御意見はちょっと念頭に置きながら考えてみましょう。

委員長、もう一回どうぞ。

○河上消費者委員会委員長 「役所的文化」が落ちたので、私も「権威」のところは削っていただいて、消費者委員会の機能と審議結果の実効性の向上をどのようにして図るかということで十分だろうと思います。

○大森座長 また少しずつ議論を深めていかなければいけませんけれども、一応、今のような御意見を入れて修正したようなものを次回に準備いたしまして、それを繰り返し参照しながら一つひとつの課題について議論を深めていきたいと思っておりますけれども、そういうやり方でよろしゅうございましょうか。

片一方で、通則法の改正が本当に行われるかどうか。これは政治の話ですからわかりませんが、それをにらみ合わせながら、私どもの作業としてはそれが間に合うような形で検討だけは進めていくということになると思っています。

次回以降について、事務方の方から何かございますか。

○浅田参事官 次回の会議の御案内を申し上げます。次回は5月17日木曜日、17時半から20時ということでお願い申し上げたいと思います。冒頭、座長からございましたとおり、議論の時間をもっと取りたいということもありまして、事務局としては2時間のところ2時間半ということでお願いできればということでございます。

それから、議事録でございますけれども、また皆様方に発言内容を御確認いただきます。案文の送付は5月1日火曜日、回答は5月8日火曜日締切りということでお願いしたいと思います。連休の谷間に原稿を送らせていただくこととなりますけれども、御協力の方をよろしくお願いいたします。

どうも今日はありがとうございました。

○大森座長 どうもありがとうございました。